有効苦土	一	○・○一	
アルカリ分、有効けい酸	五	五	
有効マンガン	○・一	○・○○一	
有効ほう素	○・○五	○・○○一	

10　前項の規定は、法四条第二項第四号に掲げる普通肥料（以下この項において「土壌改良資材入り指定混合肥料」という。）の主要な成分の含有量について準用する。この場合において、「当該特殊肥料等入り指定混合肥料」とあるのは「当該土壌改良資材入り指定混合肥料」と読み替えるものとする。

11　（略）

（保証票の記載事項）

第十一条の二　法第十七条第一項第十二号及び第十三号（法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）に掲げる事項の保証票の記載については、農林水産大臣の定めるところによらなければならない。

2　法第十七条第一項第十四号（法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　農林水産大臣の指定する普通肥料にあつては、原料の種類若しくは配合の割合又は炭素窒素比

二　（略）

3　前項第一号に規定する原料の種類又は配合の割合のうち農林水産大臣が定めるものについては、農林水産大臣の定めるところにより、当該事項を表示したウェブサイトのアドレスにより記載することができる。

4　第二項に掲げる事項の保証票への記載については、前項の規定によるほか、農林水産大臣の定めるところによらなければならない。

（書面の交付）

第十二条　第十一条第二項の規定により生産した事業場の名称及び所在地を同項に規定するウェブサイトのアドレスにより保証票に記載した生産業者、輸入業者又は販売業者は、当該保証票を付した肥料の容器又は包装（容器又は包装を用いないものにあつては、その見やすい場所）に電話番号その他の連絡先を併せて表示するとともに、肥料を施用する者その他の者から当該事業場の名称及び所在地を記載した書面の交付を求められたときは、遅滞なく、当該書面を交付しなければならない。

2　前項の規定は、前条第三項の規定により同条第二項第一号に規定する原料の種類又は配合の割合を同条第三項に規定するウェブサイトのアドレスにより保証票に記載した生産業者、輸入業者又は販売業者に準用する。

第十三条　削除

（新設）

9　（略）

（保証票の記載事項）

（新設）

第十一条の二　法第十七条第一項第十二号（法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　農林水産大臣の指定する普通肥料にあつては、原料の種類又は炭素窒素比

二　（略）

（新設）

2　前項に掲げる事項の保証票への記載については、農林水産大臣の定めるところによらなければならない。

（新設）

第十二条及び第十三条　削除